

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本スキー産業振興協会と称する。

(英文名は、THE ASSOCIATION OF JAPAN SKI PROMOTION とし、略称は「JSP」とする。)

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目的)

第3条 本会は、我が国のスキー産業の健全な発展を図り、もってスキースポーツの振興と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1.日本スキー産業振興に関する総合的な調査研究。
- 2.日本スキー産業振興に関する総合的な企画立案。
- 3.日本スキー産業振興の体質改善に関する企画立案。
- 4.日本スキー産業振興に関する内外情報の収集及び分析伝達。
- 5.日本スキー産業振興に関する国内流通及び消費の増進並びに改善のための事業。
- 6.その他、日本スキー産業振興会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別) 第5条

- 1.本会の会員は正会員、賛助会員及び特別会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。
- 2.正会員は、スキー用品におけるその主たる業務が、生産販売及び輸入販売、並びに卸業を営む法人であることとする。
- 3.賛助会員は、スキー産業に関連するスキー場、媒体、小売業など本会の活動に賛同し協力を希望する法人とする。
- 4.特別会員はスキー産業を支援し、協力を希望するスキー産業関連企業以外の法人とする。

(会員の資格の取得) 第6条

- 1.本会の正会員、賛助会員、特別会員の資格を取得するときには、所定の書面を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2.会員は、法人の代表として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3.会員代表者および記載事項を変更した場合は、速やかに変更届けを会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は本会を退会するときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

1.会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2)死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3)法人又は団体が解散し、又は破産したとき。

(4)会費を納入せず、催促後なお会費を一年以上納入しないとき。

(除名) 第9条

1.会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1)本会の定款又は規則に違反したとき。

(2)本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2.前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名も議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務) 第10条

1.会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2.本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他拠出金品は返還しない。

(役員の種類及び定数) 第11条

1.本会に次の役員を置く。

(1)理事 12人以上 20人以内。

(2)監事 2人以上 3人以内。

2.理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事とする

3.理事のうち、必要に応じて常務理事 5人以内を常任理事とすることができる。

第3章 役員及び顧問

(役員) 第12条

1. 理事及び監事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては4人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外のものを理事又は監事に選任することを妨げない。

2. 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の決議を得て、これを行なうことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。

4. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務) 第13条

1. 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2. 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

3. 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括する。会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5. 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。

6. 常任理事は理事会から特に委任された事項を処理する。

7. 監事は、民法代 59 条の職務をおこなう。

(任期) 第14条

1. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により増員された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現責任者の在任期間とする。

3. 役員は、辞任又は在任満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任) 第15条

1. 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。

2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の議決を得て、報酬を支給することができる。

(顧問) 第 17 条

- 1.本会に顧問 2 人以内を置くことができる。
- 2.顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3.顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4.第 14 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

第 4 章 総会、理事会及び委員会

(種別)

第 18 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成) 第 19 条

1.総会は正会員をもって構成する。 2.理事会は理事をもって構成する。 3.監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(機能) 第 20 条

- 1.総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を決議する。
- 2.理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1)総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2)総会に附議すべき事項。
 - (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(開催) 第 21 条

- 1.通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- 2.臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認めたとき。
 - (2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3)監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3.理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認めたとき。
 - (2)理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集) 第 22 条

- 1.総会、理事会は、会長が召集する。
- 2.総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 10 日前までに通知しなければならない。
- 3.前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。

4.前条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 3 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会、理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第 21 条第 2 項第 3 号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(定定数)

第 24 条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって設立する。

(議決) 第 25 条

1.総会及び理事会の議事は、この定款の別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2.総会及び理事会においては、第 21 条第 2 項又は第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3.議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等) 第 26 条

1.やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2.前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3.第 1 項の規定により表決権を行使する構成員は第 24 条及び前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4.電子媒体による表決を行使することができる。

(議事録) 第 27 条

1.総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所。

(2)構成員の現在数。

(3)出席した構成員の数及び理事会にあっては理事の氏名(書面議決者及び議決委任者を含む)。

(4)議決事項。

(5)議事の経過の概要。

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成) 第28条

1.本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された財産。

(2)入会金収入。

(3)会費収入。

(4)寄付金品。

(5)事業から生じる収入。

(6)資産に伴う収入。

(7)その他。

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算) 第32条

1.本会の事業計画及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度の開始前に総会の議決を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、当該事業年度の開始の日から60日以内に総会の議決を得るものとする。

2.前項ただし書きの場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び収支決算)

第33条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了遅延なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後60日以内に総会の議決を得なければならない。

(特別会計) 第34条

1.本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2.前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区別して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第35条 本会の収支決算に差異が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(解散) 第37条

- 1.本会は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。
- 2.本会は民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会が解散の際に有する残余財産は総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得、本会と類似の目的を有する法人又は団体に寄附するものとする。

第7章 補則

(備付け書類及び帳簿) 第39条

1.本会はその主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

(1)定款

(2)理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記した書類。

(3)行政庁の許可、承認等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可を受けていることを証する書類。

(4)定款に定める機関の議事に関する書類。

(5)資産及び負債の状況を示す書類。

(6)収入支出に関する帳簿及び証拠書類。

(委員会) 第40条

- 1.本会は事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
- 2.委員会はその目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3.委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局) 第41条

- 1.本会に事務を処理するため、事務局を置く。
- 2.事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3.事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

(実施細則)

第42条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(附則)

第43条 この定款は、平成20年9月1日より施行する。